

(特定商取引に関する法律) クーリング・オフ等 早わかり表

類 型	クーリング・ オフ期間	適用対象	備 考
訪問販売	8 日間	訪問販売・キャッチセールス・ アポイントメントセールス等 (原則すべての商品・役務、特定権利)	クーリング・オフ妨害があれば 再度書面交付が必要 過量販売は契約解除できる
電話勧誘 販売	8 日間	事業者からの電話勧誘で申し込んだ契約 (原則すべての商品・役務、特定権利)	電話をかけさせられる場合も 含む 過量販売は契約解除できる
特定継続的 役務提供	8 日間	エステティックサービス・語学教室・学習塾・ 家庭教師・パソコン教室・結婚相手紹介サ ービス・美容医療の一部（漂白剤による歯 の漂白を含む） 中途解約権あり（店舗契約を含む）	金額：5万円を超えるもの 期間：エステ・美容医療は 1か月を超えるもの、 その他は2か月を 超えるもの
連鎖販売 取引	20 日間	マルチ商法（P12 参照）による契約	組織入会1年以内で90日以 内に購入した未使用品は返品 可能（違約金上限10%）
業務提供誘 引販売取引	20 日間	内職・モニター商法による契約	
訪問購入	8 日間	店舗以外の場所で事業者が消費者から 物品を買い取る契約 (書籍・ゲームソフトなど除外商品あり)	8日以内は物品を渡すことを 拒否できる
通信販売	適用なし	原則すべての商品・役務、特定権利	返品特約表示がない場合 8日間返品可能（P22参照） 送料は消費者負担
ネガティブ・ オプション (送り付け商法)	適用なし	売買契約に基づかないで送付された商品 (商行為を除く)	届いた商品は直ちに処分でき る